# 入 札 説 明 書

京都デジタル疏水ネットワークと京都府東京事務所間における通信サービス提供業務に係る入札公告(令和3年2月12日付け京都府ホームページ掲載。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和3年2月12日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府政策企画部情報政策課 電話番号 (075)414-4386
- 4 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称及び数量

京都デジタル疏水ネットワークと京都府東京事務所間における通信サービス提供業務 一式

(2) 仕様等

別添「京都デジタル疏水ネットワークと京都府東京事務所間における通信サービス提供業務に係る業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

什様書に指示する場所

5 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和3年2月12日(金)から令和3年2月25日(木)までの間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
  - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提 出期間の初日が属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年 度以上の営業実績を有しない者
  - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
  - 工 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に規定する電気通信事業者以外の者

- オ 契約の履行後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを府の求めに応じて 速やかに提供することができると認められない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当 するほか、次のいずれかに該当する者
  - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - (工) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しよ うとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす おそれのある団体に属する者
- (2) 入札説明書において指定する提案書(以下「提案書」という。)を提出した者であること。
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

#### 8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書(別紙様式1)及び提案書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書及び提案書の提出期間等

令和3年2月12日(金)から令和3年2月25日(木)までの間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

京都府政策企画部情報政策課(京都府庁第1号館5階)

### (3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

#### (4) 提案書

提案書作成のための仕様書により作成されたものであること。

# (5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、京都デジタル疏水ネットワーク更新業務企画提案募集への参加又は京都デジタル疏水ネットワークにおけるインターネット接続サービス業務(災害対策用等)若しくは京都デジタル疏水ネットワークにおけるインターネット接続サービス業務の入札に係る資格審査を受けるために書類を提出した者については、既に提出しているアからウまで、キ及びコに掲げる書類(コに掲げる書類にあっては、7の(1)の力及びキに該当しないことを証する書類に限る。)であって、その内容に変更がないものの添付を省略することができる。

- ア 法人にあっては商業登記簿事項記載書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の 市区町村長が発行する身分証明書等
- イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
- 工 営業経歴書
- 才 技術者経歴書
- 力 営業実績調書
- キ 法人にあっては財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあっては所得税の 確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料 (仕掛品を含む。)の現在高調書
- ク 印鑑証明書
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- コ 7の(1)のエからキに該当しないことを証する書類

## (6) 契約保証金にかかる要件確認資料

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第159条第2項第3号に該当し、契約保証金の免除を希望する者にあたっては、納入実績調書(別紙様式2)に、過去2年間に国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、業務仕様書で示した機器と同種及び同規模以上の賃貸実績を5件程度記入すること。

#### (7) 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

### (8) その他

申請書等及び提案書の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 9 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、京都デジタル疏水ネットワークと京都府東京事務所間における通信サービス提供業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

### 10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

### 11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和3年3月31日までとする。

## 12 変更届

申請書を提出した者(9の名簿へ登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

### 13 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアから才までのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(6及び7の(1)のアに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
  - ア 個人が死亡したときは、その相続人
  - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親 等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
  - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
  - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
  - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書 (以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その 他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

### 14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、次のアから力までのいずれかに該当すると認められるときは、 その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その 者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また 同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に 関して不正の行為をしたとき
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若 しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - 工 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - カーアからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、

競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 15 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 令和3年3月5日(金)午前10時
  - イ 場所 京都府庁旧本館 2階 特別参与室

## (2) 入札方法

- ア 入札書(別紙様式3)は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は 商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又 は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同 じ。)をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は 名称)及び「京都デジタル疏水ネットワークと京都府東京事務所間における通信サー ビス提供業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札 を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、 当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入 札は別途期日を定めて行うものとする。
- カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加 することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

# (3) 郵送による入札方法

- ア 受領期限 令和3年3月4日(木)
- イ 提 出 先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府政策企画部情報政策課(京都府庁第1号館5階)
- ウその他
  - (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
  - (1) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に 封印等の処理をし、封筒表に「3月5日開札(京都デジタル疏水ネットワークと京都 府東京事務所間における通信サービス提供業務)入札書在中」と朱書するととも に一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府政策企画 部情報政策課あての親展とする。
  - (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該 代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# (9) 開札

- ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせ て行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係 のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場 することはできない。

# (10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、 直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札書を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

### (11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した 入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

# (12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者 とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

ただし、本件入札に係る落札者の決定は、令和3年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和3年4月1日付けで行うこととする。

- 16 契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 17 入札保証金 免除する。
- 18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

### 19 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

#### 20 契約書の作成の要否

要する。(別紙契約書案により作成するものとする。)

### 21 入札の執行

本件入札に係る令和3年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件入札は 執行しなかったものとする。ただし、本件入札における行為等については、指名停止等の 措置の対象とする。

## 22 その他

- (1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- (3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。